

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年 8月28日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹下 俊弘
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 緒方 淳一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門1丁目4番5号文芸ビル5階
【電話番号】	03-5510-7708
【事務連絡者氏名】	管理部長 緒方 淳一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 815,832,000円 第7回新株予約権証券 40,078,800円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 761,497,200円 （注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の理由】

平成27年3月9日付で提出した有価証券届出書（平成27年3月11日付提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項及び添付資料のうち、一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、「第3 [第三者割当の場合の特記事項] / 1 [割当予定先の状況] / (2) 割当予定先の選定理由 / (ア) 総論」にて、訂正前においては、平成26年9月25日付から平成27年2月6日付までの借入の紹介者を「合同会社社会コンサルティング」としていたところを「高村健司氏」個人に訂正し、高村健司氏と合同会社コンサルティングに係る関係を記載しておりました。しかしながら、今般の第三者委員会の調査報告を受け、当社の過去の適時開示資料を見直した結果、当該借入れの紹介者が「高村健司氏」ではなく「当社子会社取締役」であることが判明したため、高村健司氏と合同会社社会コンサルティングに係る記載を削除し、当社の高村健司氏が当社の顧問である旨の記載を追加しております。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

5 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

(ア) 総論

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社のこれまでの経営状態

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

5【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

<略>

	債権者	借入日	借入額(百万円)	年利(%)	返済期限
	池田 清志	平成26年9月10日	10	15.0	平成26年11月30日
	池田 清志	平成26年9月12日	10	15.0	平成26年11月30日
	プラスワン株式会社	平成26年9月25日	20	3.0	平成26年11月30日
	株式会社ホライズンインベストメント	平成26年9月29日	10	2.0	平成26年12月28日
	オークワン株式会社	平成26年9月30日	20	2.0	平成26年11月30日
	株式会社アンリミテッド	平成26年9月30日	10	2.0	平成27年8月31日
	プラスワン株式会社	平成26年9月30日	25	3.0	平成26年11月30日
	ステディ合同会社	平成26年9月30日	9	2.0	平成27年1月31日
	ステディ合同会社	平成26年10月9日	10	2.0	平成27年1月31日
	有限会社ワイズプランニング	平成26年10月9日	10	2.0	平成27年1月31日
	ステディ合同会社	平成26年10月24日	30	2.0	平成27年1月31日
	ステディ合同会社	平成26年10月29日	50	2.0	平成27年1月31日
	三木 哲郎	平成26年11月14日	100	7.0	平成27年3月31日
	高林 良男	平成26年12月15日	15	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成26年12月17日	10	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成26年12月26日	30	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成27年1月13日	20	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成27年1月28日	7	7.0	平成27年10月31日
	小松 周平	平成27年2月3日	30	7.0	平成27年10月31日
	横森 光平	平成27年2月6日	15	7.0	平成27年3月31日

、 については、既に返済済みであります。

、 、 のステディ合同会社からの借入総額99百万円のうち40百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行いました。しかし、その後平成27年2月27日に仮払いの一部である28百万円、平成27年3月6日に12百万円が戻し入れされましたため、現在の実質的な借入残高は上記表に記載のとおり99百万円であります。

(訂正後)

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

<略>

	債権者	借入日	借入額(百万円)	年利(%)	返済期限
	池田 清志	平成26年9月10日	10	15.0	平成26年11月30日
	池田 清志	平成26年9月12日	10	15.0	平成26年11月30日
	プラスワン株式会社	平成26年9月25日	20	3.0	平成26年11月30日
	株式会社ホライズンインベストメント	平成26年9月29日	10	2.0	平成26年12月28日
	オークワン株式会社	平成26年9月30日	20	2.0	平成26年11月30日
	株式会社アンリミテッド	平成26年9月30日	10	2.0	平成27年8月31日
	プラスワン株式会社	平成26年9月30日	25	3.0	平成26年11月30日
	ステディ合同会社	平成26年9月30日	9	2.0	平成27年1月31日
	ステディ合同会社	平成26年10月9日	10	2.0	平成27年1月31日
	有限会社ワイズプランニング	平成26年10月9日	10	2.0	平成27年1月31日
	ステディ合同会社	平成26年10月24日	30	2.0	平成27年1月31日
	ステディ合同会社	平成26年10月29日	50	2.0	平成27年1月31日
	三木 哲郎	平成26年11月14日	100	7.0	平成27年3月31日
	高林 良男	平成26年12月15日	15	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成26年12月17日	10	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成26年12月26日	30	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成27年1月13日	20	7.0	平成27年10月31日
	高林 良男	平成27年1月28日	7	7.0	平成27年10月31日
	小松 周平	平成27年2月3日	30	7.0	平成27年10月31日
	横森 光平	平成27年2月6日	15	7.0	平成27年3月31日
③①	ステディ合同会社	平成27年2月27日	28	-	-
③②	ステディ合同会社	平成27年3月6日	12	-	-

、 については、既に返済済みであります。

、 、 のステディ合同会社からの借入総額99百万円のうち40百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行いました。しかし、その後平成27年2月27日に仮払いの一部である28百万円、平成27年3月6日に12百万円が戻し入れされましたため(③①、③②)、現在の実質的な借入残高は上記表に記載のとおり99百万円であります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

(ア) 総論

< 略 >

このような状況において、当社は、平成26年9月15日より、高村健司氏に当社の資金繰り及び新しいファイナンスについて相談しました。そして、高村健司氏は、当社の借入れ先である三木哲郎氏とともに合同会社マジェスティアセットマネージメントの設立メンバーの一人として準備しつつ、当社の運転資金の確保についてファイナンシャルアドバイザー業務を行い、多数の借入先候補をご紹介してくださいました。

高村健司氏は、平成16年にArrow Capital株式会社というベンチャーキャピタルに勤務し、株式会社マルチフォーチュンジャパンにて投融資の経験を積み、ファイナンシャルアドバイザーとしての経験を積まれた方です。高村健司氏と当社の関係は、合同会社社会コンシェルジュより、合同会社社会コンシェルジュの顧問としてファイナンシャルアドバイザー業務を行っている担当者であると紹介され、当社はそのように認識して相談を行っておりました。しかし、実際には顧問として活動していた時期は短期間であり、報酬も受領していなかったため、高村健司氏としては合同会社社会コンシェルジュに所属しておらず、フリーランスとして活動しているという認識だったとのことです。そのため、当社は、平成27年3月2日付「平成26年9月25日付から平成27年2月6日付までの「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正について」に記載のとおり当社の借入れの紹介者を「合同会社社会コンシェルジュ」から「高村健司氏」個人に訂正開示致しました。

< 略 >

(訂正後)

(ア) 総論

< 略 >

このような状況において、当社は、平成26年9月15日より、高村健司氏に当社の資金繰り及び新しいファイナンスについて相談しました。そして、高村健司氏は、当社の借入れ先である三木哲郎氏とともに合同会社マジェスティアセットマネージメントの設立メンバーの一人として準備しつつ、当社の運転資金の確保についてファイナンシャルアドバイザー業務を行い、多数の借入先候補をご紹介してくださいました。

高村健司氏は、平成16年にArrow Capital株式会社というベンチャーキャピタルに勤務し、株式会社マルチフォーチュンジャパンにて投融資の経験を積み、ファイナンシャルアドバイザーとしての経験を積まれた方です。高村健司氏と当社の関係は、当社顧問として、当社の新規事業の推進にご協力いただいております。

< 略 >

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

当社のこれまでの経営状態

(訂正前)

<略>

()閉鎖型野菜工場事業については、本社工場をリストラクチャリングし、削減したCDラインの跡地であるクリーンルーム内に、閉鎖型の植物栽培設備を設置し、培養液による水耕栽培によって無農薬野菜の生産販売を開始致しました。閉鎖型植物工場の設備に関しては平成26年7月に完成し、稼働についても問題は生じておりません。しかしながら、全生産量を販売する予定先としていた企業とは正式な契約を交わしておらず、同社から購入額の大幅な引き下げ交渉があったことにより販売に至っていないほか、それ以外の販売先の確保が遅れており、平成27年3月期第3四半期累計期間の売上高は計上に至っておらず、通期で4百万円となる見込みです。さらに、当該事業の必要設備代金その他(初期投資費用55百万円)について、平成26年4月14日付「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社(代表取締役 網野公奉 広島県広島市中区大手町2丁目7-10)との業務提携のお知らせ」により適時開示致しましたとおり、当社の運転資金及び経営改善計画全般を鑑み検討しておりましたが、上記のような状況から合同産業株式会社に対して未払のままであり、現在、本件第三者割当との資金使途とは別に当該設備の所有権、支払時期、支払条件等を合同産業株式会社と調整中であり

<略>

< 当社の当初想定していた資金使途、金額 >

想定していた使途	想定金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	165百万円

< 実際の資金使途、金額 >

実際の資金使途	使用金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	140百万円
(c) 企業買収資金の一部として計上していた連結決算開始費用	10百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	280百万円

(訂正後)

<略>

()閉鎖型野菜工場事業については、本社工場をリストラクチャリングし、削減したＣＤラインの跡地であるクリーンルーム内に、閉鎖型の植物栽培設備を設置し、培養液による水耕栽培によって無農薬野菜の生産販売業を開始致しました。閉鎖型植物工場の設備に関しては平成26年7月に完成し、稼動についても問題は生じておりません。しかしながら、全生産量を販売する予定先としていた企業とは正式な契約を交わしておらず、同社から購入額の大幅な引き下げ交渉があったことにより販売に至っていないほか、それ以外の販売先の確保が遅れており、平成27年3月期第3四半期累計期間の売上高は計上に至っておらず、通期で4百万円となる見込みです。さらに、当該事業の必要設備代金その他(初期投資費用140百万円)について、平成26年4月14日付「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社(代表取締役 網野公奉 広島県広島市中区大手町2丁目7-10)との業務提携のお知らせ」により適時開示致しましたとおり、当社の運転資金及び経営改善計画全般を鑑み検討しておりましたが、上記のような状況から合同産業株式会社に対して未払のままであり、現在、本件第三者割当との資金使途とは別に当該設備の所有権、支払時期、支払条件等を合同産業株式会社と調整中であります。

<略>

< 当社の当初想定していた資金使途、金額 >

想定していた使途	想定金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	159百万円

< 実際の資金使途、金額 >

実際の資金使途	使用金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	140百万円
(c) 企業買収資金の一部として計上していた連結決算開始費用	10百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	274百万円

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年7月1日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 東北財務局長に提出

< 略 >

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年7月1日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第28期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成27年7月31日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 東北財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年7月31日 東北財務局長に提出

< 略 >

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年7月31日

株式会社オプトロム

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木 右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトロムの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は6期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても経常損失、当期純損失を計上した結果、債務超過となり、金融機関からの借入金の返済について約定どおりの返済を開始するための原資を確保するのが困難な状況にあり、金融機関との条件変更の交渉に時間を要し、平成26年3月末においては契約未了のまま延滞扱いとなっており、買掛金及び未払金の一部について支払期日に支払うことができないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成26年4月14日開催の取締役会において、閉鎖型植物工場による無農薬野菜を栽培し販売する事業を立ち上げることを決議している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成26年4月23日開催の取締役会において、株式会社オプトファーム、株式会社オプトリーフ、株式会社オプトガイアの設立を決議し、同日付けで設立している。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成25年2月18日に発行した第三者割当による第3回新株予約権につき、株式会社アンリミテッドが平成26年4月10日付けで本新株予約権の行使を行ったことにより、48,000千円の資金調達を行っている。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成26年3月31日に発行した第三者割当による第4回新株予約権につき、合同会社コンシェルジュが平成26年4月7日付け、4月8日付け、4月18日付け、5月20日付けで、株式会社ホライズンインベストメントが平成26年6月2日付け、6月3日付け、6月13日付け、6月19日付け、6月24日付け、6月30日付けで本新株予約権の行使を行ったことにより、合計186,300千円の資金調達を行っている。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成26年6月30日開催の定時株主総会において、新株予約権の発行を行うことを特別決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成26年6月30日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月31日

株式会社オプトロム

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木 右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトロムの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプトロム及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は7期連続して経常損失、当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても経常損失、四半期純損失を計上した結果、債務超過の状態にあり、金融機関からの借入金の返済について約定おりの返済を開始するための原資を確保するのが困難な状況にあり、一部の金融機関との条件変更の交渉に時間を要し、平成26年12月末においては契約未了のまま延滞扱いとなっており、買掛金及び未払金の一部について支払期日に支払うことができないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、借入契約を締結し平成27年1月13日から2月6日までの間に実行したことにより、合計72,000千円の資金調達を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成27年2月13日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。